

令和 7 年 9 月 8 日

ガス小売事業の登録について

近畿経済産業局長から、意見を求められた下記対象事業者のガス小売事業の登録申請について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成 12・09・28 資第 8 号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）に照らして審査を行いました。

審査の結果、別紙の通り近畿経済産業局長に意見を回答しました。

（対象事業者）

森脇石油株式会社

法人番号：2170001010764

(別紙)

公 印 省 略
20250902近畿第29号
令和7年9月5日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業の登録について（回答）

令和7年9月2日付け20250901近畿第38号により
貴職から当委員会に意見を求められたガス小売事業の登録について、登録する
ことに異存はありません。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業を営もうとする者の登
録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件
により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただきますようお
願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の
締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの
苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合に
は、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別 添)

(ガス小売事業を営もうとする者)

森脇石油株式会社

法人番号：2170001010764